クレーン設置に関する手続き

法的諸手続。 クレーンを設置する場合はクレーン等安全規制によって製造許可・設置届・設置報告書等の手続 きと設置後の点検が義務づけられています。 注) つり上げ荷重=定格荷重+フック・クラブバケット等のつり具の荷重をいう。

つり上げ荷重3t以上 つり上げ荷重0.5t ■つり上げ荷重が3t以上のクレーンを製造する事業所はあら 以上3t未満 かじめ所轄都道府県労働局長の製造許可を受けなくてはな りません。 製 造 許 可 2つり上げ荷重が3t以上のクレーンを設置する事業所は当該 設 届 工事の開始日の30日前に所轄の労働基準監督署長に設置届 設置報告書 を提出し、設置許可を受けなければなりません。 杳 成 検 験 荷 重試 クレーン使用者 ❸設置許可を受け、クレーン設置工事完了後所轄労働基準監 証 督署長の落成検査を受けなければなりません。合格すると クレーン検査証(有効期間2年)が交付されクレーンが使 用 使 用できます。 使 用 日常・月例点検 ⁴性能・構造を変更した場合、クレーン変更届を提出し変更 検査を受けなければなりません。 日常・月例点検 年次点検 5クレーンを休止しようとする期間がクレーン検査証の有効 次点検 期間を超える場合には、当該クレーン検査証の有効期間中 性能検査 に休止報告を提出しなければなりません。 変 更 届 ⑥使用を休止したクレーンを再び使用とする場合は、使用再 開検査を受けなければなりません。 更検 変 査 **1**クレーンの使用を廃止したときは、クレーン検査証を返還 止 告 しなければなりません。 使 用 再 開 80.5t以上3t未満のクレーンを設置する場合、あらかじめ所轄 労働基準監督署長に設置報告書を提出する必要があります。 使 用 廃 止 0.5t以上のクレーンを設置した場合、日常・月例・年次点検を実施しなければなりません。

クレーンの運転または、玉掛けの業務にたずさわる作業者は、それぞれ クレーンの運転および玉掛作業に関する諸規制 に定められた資格をもっていなければなりませんのでご注意ください。

項	つり上げ荷重目	0.5 t 未満	0.5 t 以上1 t 未満	0.5 t 以上5 t 未満	5 t 以上				
クレーン 運転者の 資格	機上運転式クレーン 無線操作式クレーン				クレーン運転士免許 (クレーン則第22条) 床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免 (クレーン則第224条の2)				
	床上運転式クレーン	適用除外	クレーン運転の業務に係る特 (クレーン則第21条						
	床上操作式クレーン	適用体外			床上操作式クレーン技能講習 (クレーン則第22条)				
玉掛作業者の資格			玉掛けの業務に係る特別の教育 (クレーン則第222条)	玉掛技能講習 (クレーン則第221条)					

構造: 形鋼(ビーム)													
 ガータ断面	部材寸法 Iビーム	単位質量	単位質量 許容スパン(m)										
カータ側面	I-高A×巾B×t1×t2	(kg/m)	250kg	500kg	1t	1.5t	2t	2.5t	2.8t	3t	5t	7.5t	10t
	I - 200×100×7×10	26.0	8.1	6.0	4.6								
	I - 250×125×7.5×12.5	38.3	11.6 (11.2)	8.6	6.7	5.5	4.5	4.0					
рВ 	I-250×125×10×19	55.5	11.6 (11.2)	11.2	8.2	6.9	6.0	5.4	5.1	4.9			
	I-300×150×8×13	48.3	11.6 (11.2)	10.2	9.0	6.8	6.1	5.6	5.2	4.9			
	I - 300×150×10×18.5	65.5	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	10.2	8.5	7.7	6.8	6.4	6.2	3.8		
†1	I-300×150×11.5×22	76.8	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.2	9.4	8.2	7.5	7.1	6.9	5.4		
=	I - 350×150×9×15	58.5	11.6 (11.2)	11.2	9.4	7.8	6.9	6.4	6.2	6.0	3.6		
高A	I - 350×150×12×24	87.2	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.3 (11.2)	9.9	9.0	8.6	8.3	6.6	4.5	
t2	I - 400×150×10×18	72.0	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.0	9.3	8.3	7.6	7.2	7.2	5.6		
	I - 400×150×12.5×25	95.8	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.3 (11.2)	11.3 (11.2)	10.3	9.5	9.2	6.8	5.2	3.9
1	I - 450×175×11×20	91.7	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	10.5	9.6	9.2	8.8	6.8	5.6	
1	I - 450×175×13×26	115.0	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.6 (11.2)	11.5 (11.2)	11.1	8.5	6.8	5.4

[◆]上記以外のIビームサイズについては別途お問い合わせください。◆空欄は使用不可能範囲です。()内はローヘッド用です。

^{●75}mm幅の場合は、別途お問い合わせください。